

子ども・子育て新制度にかかる条例の制定等について

平成27年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度において、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で規定します。

○長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(1) 条例制定の趣旨

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が改正され、市町村では放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を厚生労働省令で定める基準を踏まえた条例を制定します。

放課後児童健全育成事業を実施するにあたっての設備及び運営に関する最低基準を定めるものです。

(2) 定める主な内容

● 「施設・設備」(第8条)

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用室、専用スペースを設け、その面積は、児童1人当たりおおむね1.65m²/人以上でなければならない。

● 「職員」(第9条)

放課後児童支援員は、第9条第3項の各号のいずれかに該当する者であり、新潟県知事が行う研修を修了したものでなければならない。支援の単位（クラス）ごとに、職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。

● 「開所時間・日数」(第17条)

開所時間は、平日は3時間以上、学校休業日は8時間以上を原則とし、開所日数は、年間250日以上を原則とする。

(3) 施行期日 平成27年4月1日（予定）

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）が、明るくて、かつ、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の遵守)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を遵守するとともに、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

- 2 市長は、最低基準を欠いた放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を遵守するように勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた放課後児童健全育成事業者が、当該勧告に従わない場合は、当該事業者を公表することができる。

(放課後児童健全育成事業者の一般原則)

第4条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、自らその行う運営の内容について、評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備について、採光、換気等利用児童の保健衛生及び利用児童に対する危害防止に十分に配慮しなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第5条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件）

第6条 放課後児童健全育成事業において利用児童の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、かつ、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第7条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第8条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。なお、専用区画のうち静養するための機能を備えた区画については、児童の安全、健康及び衛生面に配慮し、放課後児童健全育成事業所の実情に応じたものとする。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただ

し、利用児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第9条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、新潟県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの

- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用児童に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。ただし、児童の集団の規模がおおむね40人を超える放課後児童健全育成事業所については、複数の支援の単位に分けて対応するものとする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用児童が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用児童を平等に取り扱う原則)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第11条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に

掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針に関する事項
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容に関する事項
- (3) 開所している日及び時間に関する事項
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用児童の保護者が負担すべき費用に関する事項
- (5) 利用定員に関する事項
- (6) 通常の事業の実施地域に関する事項
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法に関する事項
- (9) 非常災害対策に関する事項
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に定める事項のほか、事業の運営に関する重要な事項

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

第14条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、会計及び利用児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第15条 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 放課後児童健全育成事業者は、その職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第16条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にでき

る限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、利用児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上開所することを原則として、利用児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用児童の保護者と密接な連絡をとり、当該利用児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用児童の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用児童の支援に当たらなければならぬ。

(事故発生時の対応)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、利用児童に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用児童に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）附則本文に規定する同法

の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における、第9条第3項各号列記以外の部分の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。